

令和3年度 青少年育成関係団体懇談会

令和4年2月3日(木) かどる2.7(札幌市) オンラインで開催

当協会では、毎年、青少年育成関係団体懇談会を開催しています。今年度は、新型コロナの感染状況を踏まえ、オンラインで開催しました。

この懇談会では、青少年育成の観点で危惧される課題について話題提供をいただき、参加団体でその情報を共有することにしています。

今年度は、札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)で救済委員を務める品川ひろみさんから「子どもの人権を守るために、大人達ができること—コロナ禍での新たな子どもの人権問題ー」のテーマでお話を頂きました。

その後、各団体から令和3年度の活動状況報告が、北海道警察本部から令和3年の少年非行の状況などについて情報提供がありました。

(話題提供の要旨)

- 札幌市子どもアシストセンターは、1994年に日本が「児童の権利に関する条約」を批准したことを契機に、2008年に札幌市が「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定、その条例に基づき2009年に設置された子どもの権利救済機関です。センターは、弱い立場にある子どもの権利を守るため、行政から独立した公的な第三者機関として、子どもに関する相談、救済に向けた調査・調整を行うとともに勧告・是正要請などの権限を持っています。市の条例では、子どもが成長、発達していく上で、特に大切な権利として、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」を規定しています。相談者は、原則、札幌市内在住の18歳未満の子どもですが、対象者に関する相談であれば子ども本人に限らず誰でも行うことができ、電話、Eメール、LINE、面談の方法により相談します。
- 私達が相談を受けるときに一番大切にしていることは、子どもの話にしっかりと耳を傾けることです。そして、子どもが何を望んでいるのかを理解する、関係機関などに繋げることです。皆さん方も子どもと接するときの参考にしてみてください。
- 令和2年度、新型コロナウィルス感染症に関する子どもからの相談は、91件あり、その多くは学校の一斉休業から再開後の4月～6月に集中し、勉強の遅れ、自分の精神面での不安や友人関係に関する相談でした。なお、コロナウィルスに関連する差別や偏見に関する相談はほとんどありませんでした。
- 最後に、権利条例の前文をご紹介します。大人には、「子ども自身の成長・発達する姿を認める」、「子どもの言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止める」、「子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく」ことの責任があります。子ども達の権利が損なわれることがないよう取り組んでいきましょう。

参加団体 北海道中学校長会、北海道高等学校長協会、北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、北海道地方保護司連盟、(一社)ガールスカウト北海道連盟、北海道青少年育成アドバイザー連絡協議会、(公財)北海道YMCA、(公財)北海道民生委員児童委員連盟

参加機関 北海道警察本部【9団体・1機関 参加】

